

タイからの生鮮家きん肉等の輸入停止措置の解除について

農林水産省は、今般、タイ王国（以下「タイ」という。）における鳥インフルエンザの清浄性を確認したことから、本日、同国からの生鮮家きん肉等の輸入停止措置を解除しました。

経緯

平成 16 年 1 月、タイにおいて高病原性鳥インフルエンザ（H5N1 亜型）の発生が確認されたことから、直ちに我が国は同国からの生鮮家きん肉等の輸入を停止しました。その後、タイは平成 21 年 2 月、国際獣疫事務局（OIE）へ同疾病の清浄性を宣言し、平成 22 年 2 月、我が国へ生鮮家きん肉等の輸入停止措置解除を要請しました。

対応

タイ家畜衛生当局からの輸入停止措置解除の要請を受け、農林水産省は「我が国への指定検疫物の輸入に関する要請についての検討に係る標準的手続きの制定について」（平成 20 年 3 月 31 日付け農林水産大臣訓令）に基づき、タイにおける高病原性鳥インフルエンザの清浄性に係るリスク評価を実施しました。

具体的には、タイ家畜衛生当局から我が国に対して提供された防疫措置等の情報を確認した後、本年 3 月にはタイへ調査団を派遣し、現地調査を実施しました。これらの結果、タイにおける同疾病の清浄性を確認したことから、本日付けで同国からの生鮮家きん肉等の輸入停止措置（※）を解除しました。

※発生国又は地域から家きん肉等の輸入を停止するのは、生きた家きんがウイルスに感染することを防止するためであり、食品衛生のためではありません。

（参考）タイからの生鮮家きん肉及び家きん肉調製品の輸入実績

	2003 年	2004 年	2012 年
生鮮家きん肉（冷蔵・冷凍を含む）（トン）	179,024	12,469	-
家きん肉調製品（トン）	90,825	98,594	222,088

出典：財務省「貿易統計」

※2012 年の日本の総輸入量は、生鮮家きん肉が 429 千トン、家きん肉調製品が 457 千トン

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室

担当者：國保、井川

代表：03-3502-8111（内線 4584）

ダイヤルイン：03-3502-8295

FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>